

上牧町学校適正化事業について ～これまでの経緯と今後の予定～

目次

1. これまでの経緯について.....	1
(1) 令和元年度（2019年度）.....	1
(2) 令和2年度（2020年度）～令和3年度（2021年度）.....	3
(3) 協議会での経緯（計画案の策定まで）.....	7
2. 今後の予定について.....	10
(1) 上牧町学校統合準備委員会の設置.....	10
(2) 検討部会の設置.....	10
(3) 委員会と検討部会の関係.....	11
3. その他のことについて.....	13
(1) 各種会議の開催に関するお知らせ.....	13
(2) 委員名簿の公表.....	13
(3) 委嘱期間の取扱い.....	14
(4) 外部意見の反映.....	14

令和4年（2022年）8月
上牧町教育委員会事務局
教育総務課 学校適正化係

1. これまでの経緯について

(1) 令和元年度（2019年度）

全国的な少子化に伴い、上牧町においても小・中学校の児童・生徒数が減少していることから、今後、円滑な学校運営を行い、子どもたちが伸び伸びと過ごすことができる教育環境を維持していく上で、下記のような課題が懸念されるようになりました。

(共通の課題)

●単学級編制の課題

子ども間又は保護者間に人間関係上のトラブルが起こった場合、1学年に2学級以上あればクラス替え等で物理的に距離を置くことができ、問題の緩和・解消が期待できるが、教員定数の関係上、2学級以上を編制できない児童・生徒数である学年については、そうした物理的な対策ができないことから、場合によっては一度起こったトラブルを卒業するまで引きずってしまうことが懸念される。

●教育環境の公平性に関する課題

学校生活において、子どもたちが学級間で切磋琢磨したり、多様な考え方に触れたり、人間関係を築いたりする上では、最低でも複数学級を編制できる程度の児童・生徒数が各学校・各学年にいることが望ましいが、現行の体制（中学校2校・小学校3校）では難しく、日常の学校生活のみならず体育大会・運動会・文化祭などの行事においても学校間で規模が異なるなど、今後、公平性を担保することも難しくなっていくことが懸念される。

(中学校の課題)

●教員定数の課題

1 学級当たりの生徒数や県から配置される教員数は法律（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）で定められていることから、上牧町が独自で少人数の学級編制（1学級当たりの生徒数を減らし、その分の学級数を増やすような編制）を行ったとしても、そのために必要な教員数を確保することは難しい。また、中学校は教科担任制であることから、教員数が不足すると臨時免許等で教科を掛け持ちするなどして対応するしかないため、教員の負担が大きくなり、子どもたちと向き合う時間を確保することも難しくなるほか、授業の専門性という点においても学校間で公平ではなくなる恐れがある。

なお、このような課題は特に上牧第二中学校において発現している。

●部活動の課題

学校全体の生徒数が少なくなると、特に団体競技の部活動において選択肢が少なくなるほか、学校単位で公式戦へ出場できない（大会の規定によっては他校との合同チームでは出場できない場合がある）などの課題もある。部活動は技術等の向上のみならず、学年の枠を越えた人間関係の構築や規範意識の形成など、子どもたちの中学校生活において非常に重要な要素となり得ることから、一定規模の生徒数を維持する必要がある。

これらのことを踏まえ、今後、具体的な検討に入る前の準備として令和元年（2019年）5月から令和2年（2020年）2月にかけて研修会を3回開催し、学識経験者を交え、学校施設の見学等のフィールドワークを通じて今後の検討体制等に関する意見交換を行いました。

(2) 令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)

令和元年度の研修会を踏まえ、今後の小・中学校のあり方に関する議論を行う場として、令和2年(2020年)10月に「上牧町学校適正化協議会」を設置しました。

令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)にかけて計12回の会議が開催され、令和4年(2022年)3月には協議会から「上牧町学校適正化基本計画(案)」が提言されました。また、同月に上牧町教育委員会会議を2度開催し、本案に対する審議を経て、「上牧町学校適正化基本計画」を策定しました。

本計画では、今後の主な方針として下記のことを示しています。

(今後の小学校の体制について)

将来的な義務教育学校若しくは小中一貫校の設置の可能性を残すという点及び地勢的な観点等から、上牧小学校と上牧第三小学校の2校を存続させる。ただし、2校を維持できる期間が著しく短期的である場合については、上牧小学校1校を存続させる。

計画策定後、令和5年度(2023年度)に入学する児童が6年間同じ学校に通うことができること及び上牧第二小学校では令和13年度(2031年度)にすべての学年が単学級となる見込みであることを考慮し、統廃合の目標年度は令和11年度(2029年度)から13年度(2031年度)とする。また、令和13年度(2031年度)に入学する児童の出生が確定している令和7年度(2025年度)に人口動向等の再調査を実施し、計画策定時の想定と著しく異なる場合には、存続する校舎等を含めて再協議し、改めて方針を検証又は決定する。

(今後の中学校の体制について)

将来的な義務教育学校若しくは小中一貫校の設置の可能性を残すと

いう点及び通学面において一定の公平性を担保するという点から、上牧中学校を存続させる。

また、統合年度は令和7年度（2025年度）又は8年度（2026年度）を目標とした上で、上牧中学校舎を使用するに当たっては、老朽化が進んでいることなどから改修工事等を実施することとし、工事に関すること（工事期間、工事期間中における同校の生徒の退避方法等）を精査した上で統合年度等を決定し、令和4年度中には公表する。

（参考1：小学校の児童数・学級数の推計）

※1学級35人編制（令和3年度時点で小学3年生以上の学年については1学級40人編制）

上牧小学校	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		小計		特別支援学級		総計	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
令和3年度	39	2	48	2	49	2	58	2	42	2	56	3	292	13	20	3	312	16
令和4年度	45	2	39	2	48	2	49	2	58	2	42	2	281	12	16	2	297	14
令和5年度	39	2	45	2	39	2	48	2	49	2	58	2	278	12	16	2	294	14
令和6年度	36	2	39	2	45	2	39	2	48	2	49	2	256	12	16	2	272	14
令和7年度	39	2	36	2	39	2	45	2	39	2	48	2	246	12	16	2	262	14
令和8年度	40	2	39	2	36	2	39	2	45	2	39	2	238	12	16	2	254	14
令和9年度	23	1	40	2	39	2	36	2	39	2	45	2	222	11	16	2	238	13
令和10年度	33	1	23	1	40	2	39	2	36	2	39	2	210	10	16	2	226	12
令和11年度	33	1	33	1	23	1	40	2	39	2	36	2	204	9	16	2	220	11
令和12年度	32	1	33	1	33	1	23	1	40	2	39	2	200	8	16	2	216	10

上牧第二小学校	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		小計		特別支援学級		総計	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
令和3年度	41	2	24	1	44	2	40	2	46	2	43	2	238	11	15	3	253	14
令和4年度	30	1	41	2	24	1	44	2	40	2	46	2	225	10	13	3	238	13
令和5年度	32	1	30	1	41	2	24	1	44	2	40	2	211	9	13	3	224	12
令和6年度	31	1	32	1	30	1	41	2	24	1	44	2	202	8	13	3	215	11
令和7年度	38	2	31	1	32	1	30	1	41	2	24	1	196	8	13	3	209	11
令和8年度	25	1	38	2	31	1	32	1	30	1	41	2	197	8	13	3	210	11
令和9年度	28	1	25	1	38	2	31	1	32	1	30	1	184	7	13	3	197	10
令和10年度	24	1	28	1	25	1	38	2	31	1	32	1	178	7	13	3	191	10
令和11年度	24	1	24	1	28	1	25	1	38	2	31	1	170	7	13	3	183	10
令和12年度	24	1	24	1	24	1	28	1	25	1	38	2	163	7	13	3	176	10

上牧第三小学校	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		小計		特別支援学級		総計	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
令和3年度	58	2	52	2	48	2	36	1	48	2	54	2	296	11	19	5	315	16
令和4年度	49	2	59	2	53	2	49	2	37	1	49	2	296	11	16	4	312	15
令和5年度	51	2	51	2	61	2	54	2	50	2	38	1	305	11	16	4	321	15
令和6年度	50	2	53	2	53	2	62	2	55	2	51	2	324	12	16	4	340	16
令和7年度	48	2	52	2	55	2	54	2	63	2	56	2	328	12	16	4	344	16
令和8年度	43	2	48	2	52	2	56	2	55	2	64	2	318	12	16	4	334	16
令和9年度	36	2	43	2	48	2	52	2	56	2	55	2	290	12	16	4	306	16
令和10年度	44	2	36	2	43	2	48	2	52	2	56	2	279	12	16	4	295	16
令和11年度	45	2	44	2	36	2	43	2	48	2	52	2	268	12	16	4	284	16
令和12年度	42	2	45	2	44	2	36	2	43	2	48	2	258	12	16	4	274	16

※住民基本台帳を基に地区別推計を実施し、その推計結果を基に校区内の各学年の児童数を推計
 ※支援学級については、過去5年間の実績値を基に平均値を算出し、推計値に採用
 ※□の学年については、通常の学級数に教員の加配による学級数を加算（令和3年度において加配がある学年のみ、以後の推計でも加配による学級数を見込む）

※「上牧町学校適正化基本計画（令和4年（2022年）3月）」から

(参考2：中学校の生徒数・学級数の推計)

※1学級40人編制

上牧中学校	1年生		2年生		3年生		小計		特別支援学級		総計	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
令和3年度	101	4	127	4	110	4	338	12	15	3	353	15
令和4年度	103	3	102	4	128	4	333	11	15	4	348	15
令和5年度	80	2	104	3	103	4	287	9	15	4	302	13
令和6年度	89	3	81	3	105	3	275	9	15	4	290	13
令和7年度	96	3	90	3	82	3	268	9	15	4	283	13
令和8年度	98	3	96	3	90	3	284	9	15	4	299	13
令和9年度	91	3	98	3	96	3	285	9	15	4	300	13
令和10年度	90	3	91	3	98	3	279	9	15	4	294	13
令和11年度	85	3	90	3	91	3	266	9	15	4	281	13
令和12年度	78	2	85	3	90	3	253	8	15	4	268	12

上牧第二中学校	1年生		2年生		3年生		小計		特別支援学級		総計	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
令和3年度	52	2	51	2	56	2	159	6	5	1	164	7
令和4年度	38	1	52	2	51	2	141	5	5	1	146	6
令和5年度	42	2	38	1	52	2	132	5	5	1	137	6
令和6年度	35	1	42	2	38	1	115	4	5	1	120	5
令和7年度	39	1	35	1	42	2	116	4	5	1	121	5
令和8年度	18	1	39	1	35	1	92	3	5	1	97	4
令和9年度	37	1	18	1	39	1	94	3	5	1	99	4
令和10年度	25	1	37	1	18	1	80	3	5	1	85	4
令和11年度	27	1	25	1	37	1	89	3	5	1	94	4
令和12年度	26	1	27	1	25	1	78	3	5	1	83	4

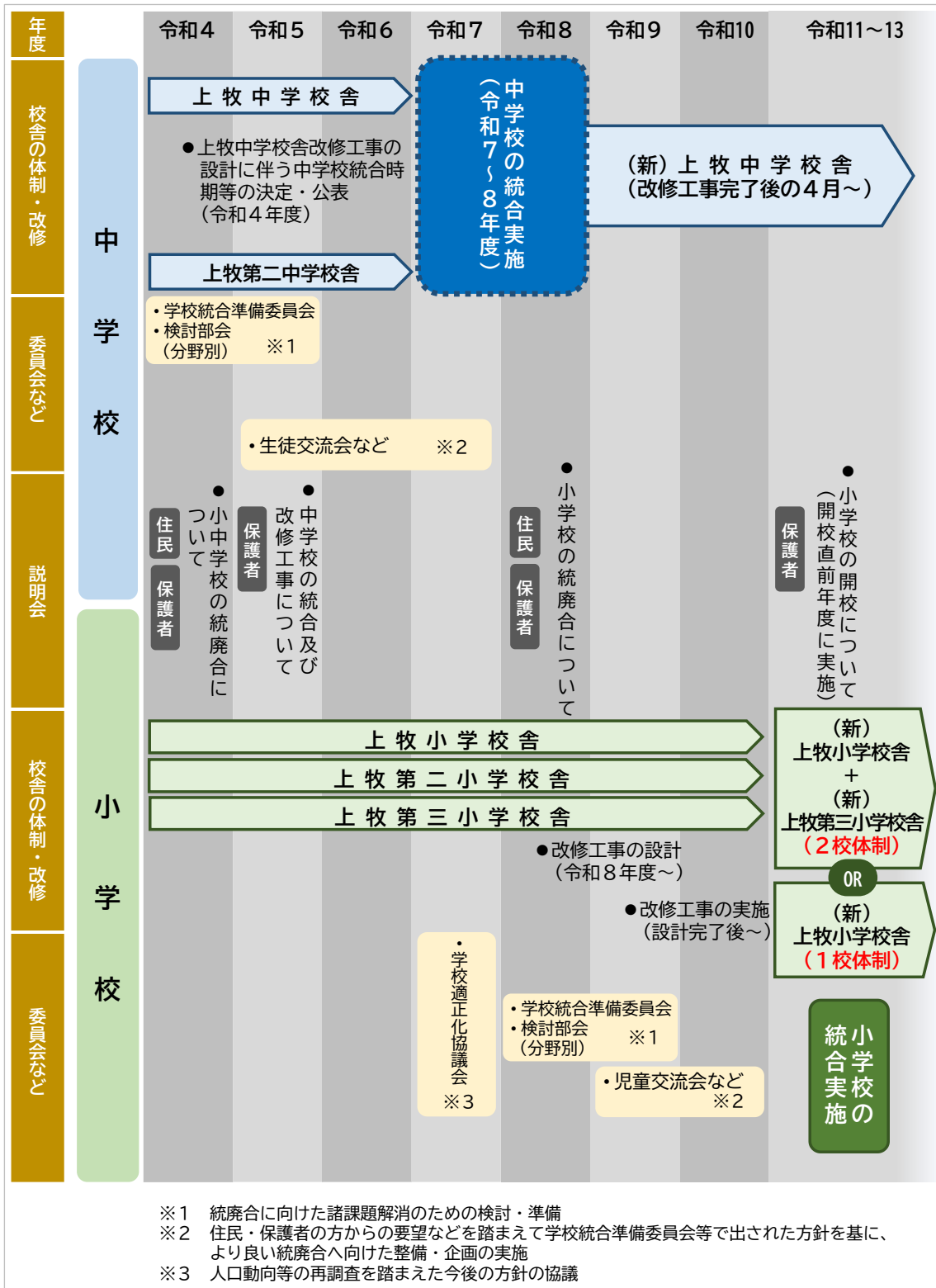
※住民基本台帳を基に地区別推計を実施し、その推計結果を基に校区内の各学年の生徒数を推計

※支援学級については、過去5年間の実績値を基に平均値を算出し、推計値に採用

※□の学年については、通常の学級数に教員の加配による学級数を加算（令和3年度において加配がある学年のみ、以後の推計でも加配による学級数を見込む）

※「上牧町学校適正化基本計画（令和4年（2022年）3月）」から

(参考3：今後のスケジュール)



※「上牧町学校適正化基本計画 (令和4年 (2022年) 3月)」から

(3) 協議会での経緯（計画案の策定まで）

協議会において方針を決定するに当たっては、通学方法等に関する意見も多く交わされてきましたが、最終的には立地的な観点・地勢的な観点に基づいて存続する校舎が決定されました。主な経緯は以下のとおりです。

●第2回会議（令和2年（2020年）12月開催）

上牧第二中学校において既に発現している課題等を踏まえ、中学校の緊急性が高いという観点から「中学校を1校に統合する」という方向性が決定されました。このことを踏まえ、今後、上牧中学校舎と上牧第二中学校舎のどちらを使用するのかを協議・決定し、その後に小学校の統廃合について議論していくこととなりました。

●第6回会議（令和3年（2021年）7月開催）

立地的な観点（上牧第二中学校よりも町の中央付近に立地していることから、通学面において一定の公平性が担保できること）及び将来的な体制に関する観点（年少人口の減少に伴って最終的に小・中ともに1校となった際、施設隣接型として上牧小学校と義務教育学校又は小中一貫校の体制を構築できる可能性を残すことができること）から、「使用する校舎は上牧中学校とする」という方向性が決定されました。

また、同会議において、小学校に関しては、仮に校区編制をして現行の3校を維持したとしても小規模化は避けられないという推計結果等に基づき、「校区編制も視野に入れて現行の3校を2校に統廃合する」という方向性が決定されました。

●第7回会議（令和3年（2021年）8月開催）

令和3年（2021年）6月に実施したアンケート調査（上牧町立小・中学校のあり方に関する意識調査）に関する集計結果を確認し、第6回会議以前の決定事項に関して再確認されました。

●第8回会議（令和3年（2021年）10月開催）

小学校の統廃合に関して、上牧中学校に隣接する上牧小学校を存続するという方向性は有力であるとの認識はあるものの、残る1校を決定するに当たっては、通学面・施設面（財政面を含む）等の考慮すべき項目が多く、判断が難しいという意見があり、次回の会議において事務局から案を提示することとなりました。

●第9回会議（令和3年（2021年）11月開催）

事務局から案（住宅開発等に伴う地勢的な観点から上牧第三小学校を存続する案）を提示し、それに対して議論されました。地理的な観点（町全体から見た立地）では上牧第二小学校、地勢的な観点では上牧第三小学校という意見が多くあり、計画素案をパブリックコメントにかけることを前提に、どちらの校名を計画素案に記載するかの議論を次回へ持ち越すこととなりました。

●第10回会議（令和3年（2021年）12月開催）

「パブリックコメントの実施に当たっては、校名を伏せる」という意見も出ましたが、「仮でも校名を示した方が意見をいただきやすい」「いただいた意見を踏まえて再度協議すればよい」という意見もあり、最終的には「上牧第三小学校を存続する案」としてパブリックコメントを实

施することとなりました。

●第 11 回会議（令和 4 年（2022 年）2 月開催）

パブリックコメントでは 17 件の意見が寄せられ、「通学に関する不安」「上牧第二小・中学校の廃校に反対」という意見が多くありました。

パブリックコメントを踏まえた計画案の策定へ向けた議論の中で、「上牧第二小学校を存続させるべき」との意見もありましたが、「これまで会議の中で示されてきた数値（人口推計）や議論を覆すものではない」「寄せられた意見に真摯に向き合い、次年度以降の体制（上牧町学校統合準備委員会）において対策をしっかりと考えていくこと」という趣旨の意見もあり、最終的には計画素案の方向性をもって「上牧町学校適正化基本計画（案）」とすることとなりました。

●第 12 回会議（令和 4 年（2022 年）3 月開催）

上牧町学校適正化協議会長から「上牧町学校適正化基本計画（案）」が提言されました。

2. 今後の予定について

(1) 上牧町学校統合準備委員会の設置

「上牧町学校適正化基本計画（令和4年（2022年）3月）」に基づき、令和4年（2022年）4月に「上牧町学校統合準備委員会」を設置しました。

本委員会では、主に中学校の統合に向けた各課題に対する協議・検討を行い、一人でも多くの子どもたち、また保護者の皆さんが「統合してよかった」と感じることができる学校統合を目指します。

(2) 検討部会の設置

中学校の統合に向けた各課題に対してより詳細に協議・検討できるよう、下記の検討部会を設置します。

部会A：総務部会

統合後の新たな中学校における校名・校歌・校章・制服・学用品・学校図書などについて協議・検討します。

校名及び校歌については、決定方法（公募など）も含めて総合的に検討します。

部会B：通学部会

今後、町内すべての地区から現上牧中学校舎に通学するに当たり、通学手段・安全対策等について協議・検討します。

通学に関しては警察関係者・地域の見守り関係者をはじめとする方々にご協力いただきながら、危険箇所の視察などのフィールドワークも含めて対策を協議・検討します。

部会C：学校教育部会

地域交流を通じた教育課程やクラブ活動について協議・検討します。

統合後の中学校においてどのような部活動を整備するのか、また、どのような形で地域との交流を深めていくのかなどについて、提案・検討を行いながら、特色ある学校づくりを目指します。

部会D：PTA部会

中学校の統合に当たり、両中学校の会則の統一等について協議・検討します。

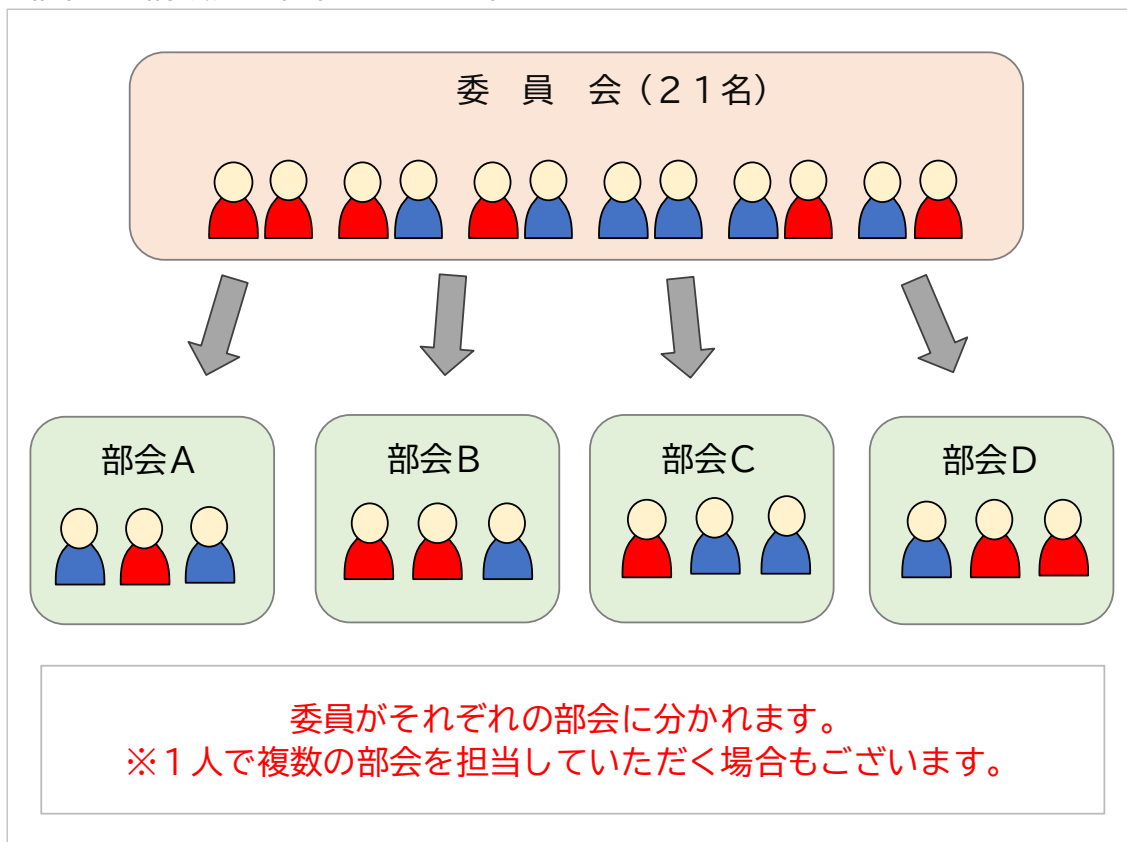
役員の選出方法・選出履歴の取扱いなど、PTA活動の継続に当たって円滑な統合を目指します。

(3) 委員会と検討部会の関係

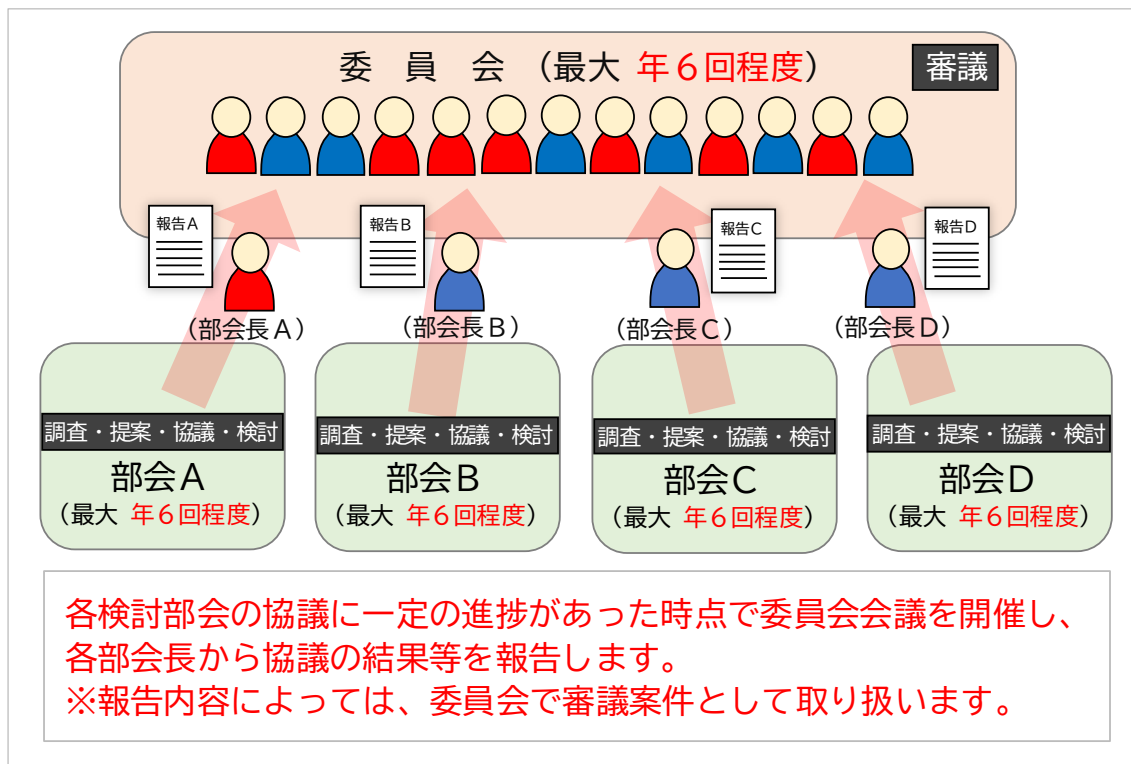
各検討部会の構成員は、上牧町学校統合準備委員会の中から選任します。

また、第2回以降の委員会会議は、各検討部会の議論が一定進捗した時点で開催を予定しており、各部長から委員会へ報告し、委員会にて審議する体制となっています。(※関係図については、次のページをご覧ください。)

(図1：構成員の配置について)



(図2：報告・審議等の体制について)



3. その他のことについて

(1) 各種会議の開催に関するお知らせ

各種会議（委員会・検討部会）の開催に当たっては、各会長等と事務局にて日程を調整し、委員の皆さまに開催通知書をお届けします。可能な限り早めにお知らせできるよう努めますが、日程調整の都合上、直前での通知となってしまう場合もございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、会議を欠席される場合につきましては、会議開催の2時間前までに下記までご連絡くださいますよう併せてお願い申し上げます。

上牧町教育委員会事務局 教育総務課 学校適正化係
TEL：0745-76-2528（ダイヤルイン）

(2) 委員名簿の公表

令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）にかけて協議等を進めていくに当たり、透明性確保の観点から適時進捗状況等を町民の皆さまにもお知らせしていく予定です。方法としては、「学校適正化通信（仮称）」などのチラシを作成し学校を通じて保護者の皆さまへお知らせしたり、広報や町ホームページ、SNS等を活用してお知らせしたりといった方法を想定しています。そういったお知らせの中で、委員名簿も併せて公表させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 委嘱期間の取扱い

委員の委嘱期間につきましては、令和6年(2024年)3月31日までとさせていただきますが、各職の退任等に伴い委嘱期間中に本委員会委員の退任を希望される方もいらっしゃるかと存じますので、その場合は事前にその旨を事務局にご相談くださいますようお願い申し上げます。

また、委嘱期間中の退任に伴う引継ぎに関しましては、令和4年度末頃(令和5年(2023年)1月~3月頃)に事務局・退任する委員・引継ぐ委員の3者で協議する場を設けさせていただきます。

なお、各職を退任される場合(例:自治会長を年度末で退任される場合)におきましても、本委員会委員の任期を委嘱期間終了日まで継続していただくことは可能ですので、委員ご本人の意思を尊重させていただきます。

(4) 外部意見の反映

中学校の統合に関する協議等を進めるに当たっては、保護者をはじめとする皆さまのご意見を積極的に取り入れ、議論を尽くしていくことで「上牧町にとって最善の学校統合」となると考えております。

委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場上、各方面から学校適正化に関するご意見を預かれることもあると思いますので、そうしたご意見につきましては、各種会議にてご紹介いただくなど、積極的に議論に取り入れていただきますようお願いいたします。

以上、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。